

私設取引システム運營業務規程

チャイエックス・ジャパン株式会社

(目的)

第1条 本規程は、当社私設取引システム（以下、「当社 PTS」という。）運營業務における売買取引等に関し必要な事項を定める。

2 当社及び取引参加者は、当社 PTS の公正、かつ、円滑な運営に資するべく、金融商品取引法（以下、「法」という。）及びその関係法令、日本証券業協会規則、本規程を含む当社 PTS 運営に関する諸規則並びに取引の信義則を遵守するものとする。

(運営時間)

第2条 当社 PTS の運営時間は、午前8時20分から午後4時までとする。

第2条の2 当社 PTS における信用取引の取り扱い時間は当社「PTS 信用取引取扱規則」に定める。

(休業日)

第3条 次に掲げる第1号から第6号までを休業日とし、原則として売買その他一切の業務を行わない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日
- (4) 前日及び翌日が国民の祝日である日
- (5) 土曜日
- (6) 12月31日、1月1日、1月2日、1月3日

(私設取引システムの臨時停止、臨時挙行)

第4条 前2条にかかわらず、当社 PTS 運営に支障を生じたときには、売買取引の全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に挙行することができる。

(臨時停止、臨時挙行の通知)

第5条 当社は、臨時休業日又は売買取引の臨時停止若しくは臨時挙行を定めたときは、あらかじめその旨を取引参加者及び日本証券業協会に通知する。

(取引参加者の口座開設)

第6条 当社 PTS への取引参加を希望する金融商品取引業者の口座開設に当たっては、当社は申請者の本人確認を行い、株式会社日本証券クリアリング機構（以下、「クリアリング機構」という。）の現物清算資格を有するか又は現物清算資格を有する指定清算参加者に有価証券等清算取次ぎの

委託を行うかを確認の上、口座開設基準に適合していると認める者を審査の上、口座の開設を許可する。

(届出事項等の変更)

第7条 取引参加者は、当社に届け出ている取引参加者に関する情報について変更があるとき又は取引参加者のシステム障害等により当社 PTS において本規程、取引約款等の遵守が困難となる状況に至った場合には、当社に対して当社所定の様式或いは適当な方法によりその旨を届け出るものとする。

(取引参加者口座の解約)

第8条 次の各号のいずれかに該当したときは、取引参加者の口座を解約する。但し、当該解約時において取引参加者の当社に対する債務が残存する場合には、その限度において本規程は効力を有するものとする。

- (1) 取引参加者が、解約を希望する日の 30 日以上前に当社に対して所定の書式により解約の申出をし、当該解約日が到来したとき。
- (2) 取引参加者が、本規程の条項のいずれかに違反し、当社が取引参加者口座の解約を通告したとき。
- (3) 取引約款が解約されたとき。
- (4) 取引参加者が、反社会的勢力に該当すると認められたとき、又は取引参加者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行ったとき。
- (5) 前各号のほか、やむを得ない事由により、当社が取引参加者に対して解約の申出をしたとき。

2 前項に基づき取引参加者の口座を解約する場合、当社は、取引参加者の当社 PTS における売買の制限を行い、未決済取引の承継等について必要な指示を行う。

(説明書等の交付)

第9条 取引参加者が当社 PTS を利用して取引を行う場合は、当社は取引参加者に本規程、取引約款並びにチャイェックス・ジャパンマーケット・ガイドを交付するものとする。

(ID 番号等の取扱い)

第10条 当社は、取引参加者に対し、当社 PTS 接続に必要な ID 番号及びパスワードを付与する。

取引参加者は、当社に当該 ID 番号及びパスワードを管理する担当者を届け出るものとし、当該担当者に異動があった場合には、取引参加者は当社に変更届を提出するものとする。

(取引有価証券の種類及び銘柄)

第11条 取引有価証券の種類は、法第2条第1項第7号に規定する協同組織金融機関の発行する優先出資証券、第9号に規定する株券、第10号に規定する投資信託受益証券、外国投資信託の受益証券、第11号に規定する投資証券、外国投資証券、第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券、第17号に規定する外国法人の発行する株券、外国受益証券発行信託の受益証券、第20号に規定する外国株預託証券のうち、本邦金融商品取引所市場に上場されているものの中から当社が指定したものとする。

(売買取引の種類)

第 12 条 売買取引の種類は、売買が成立した日から起算して 3 日目（休業日を除外する。以下、日数計算について同じ。）の日に決済を行う普通取引とする。

(信用取引)

第 13 条 当社 PTS で取り扱う信用取引については、当社「PTS 信用取引取扱規則」に定める。

2 当社は、当社 PTS で信用取引を取り扱うにあたり、当社やそのグループ会社等が実質的な資金・株券の提供者とならない等、利益相反防止の観点からの適切な措置を講じるものとする。

3 当社は、日本証券業協会の自主規制規則を踏まえ、当該業務における信用取引の取扱いに係る規則を整備するとともに、当該整備した規則を取引参加者に遵守させること等を通じて、当該業務における信用取引の取扱いに関し、上記自主規制の実行性を確保する必要な措置を講じるものとする。

(取引の態様)

第 14 条 媒介業務として提供する当社 PTS における取引は、電子情報処理組織を使用し、同時に多数の取引参加者を各当事者として売買を行うものとする。

2 売買取引の価格は、以下の売買価格の決定方法によるものとする。

- (1) 取引参加者の提示した指値が、取引の相手方となる他の取引参加者の提示した指値と一致する場合に、当該取引参加者の提示した指値を用いる方法。
- (2) 金融商品取引所に上場されている有価証券について、当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法。（詳細は別紙参照【Chi-Match に関する私設取引システム運營業務規程の特則】）

(呼値)

第 15 条 取引参加者は、当社 PTS において売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 当該呼値が取引参加者の委託者からの委託に基づくものか、取引参加者の自己の計算によるものかの別
- (2) 空売りを行おうとする場合は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下、「取引府令」という。）第 11 条第 3 項に規定する取引を除き、その旨並びに同第 15 条第 3 項に規定する取引であるかの別
- (3) ポストオンリー注文を行おうとする場合は、その旨
- (4) ペグ注文可能な銘柄について当該注文を行おうとする場合及び STP 注文を行おうとする場合は、その旨並びにその種別
- (5) アイスバーグ注文を行おうとする場合は、1 回当たりの部分執行の数量
- (6) 注文の有効期限に関する条件を付す場合は、その内容
- (7) 当該呼値が高速取引行為（法第 2 条第 41 項に規定する高速取引行為をいう。以下同じ。）に係るものであるときは、その旨、及び法第 66 条の 51 第 2 項第 2 号、金融商品取引業等に関する内閣府令第 328 条第 4 号に定める以下の取引戦略のいずれに係る取引であるかの別。

イ. マーケットメイク戦略（売りと買いの両注文を市場に出し、他の投資家の取引相手となることで、両価格のスプレッド分の利益を得る戦略をいう。）

ロ. アービトラージ戦略（価格変動に相関がある複数の銘柄の価格差や、同一商品の市場間での価格差などに着目し、裁定取引を行うことで利益を得る戦略をいう。）

ハ. ディレクショナル戦略（近い将来の価格の変動を予測して利益を得る戦略をいう。）

ニ. その他の戦略（イからハまでのいずれにも該当しない戦略をいう。）

(8) 信用取引により行おうとするとき（顧客が取次者（取引参加者に有価証券の売買の委託をした顧客が、金融商品取引業者である場合であって、当該委託が取引参加者に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。）である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。）は、その旨

(9) 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとするとき（顧客が取次者である場合において、信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。）は、その旨

(10) 自己の信用売り又は信用買いにより行おうとするときは、その旨

(11) 自己の信用売り又は信用買いの決済のために行おうとするときは、その旨

2 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券：別紙「呼値の刻み」によることとする。

(2) 優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券：前号の規定は、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは、「1口」と読み替えるものとする。

(3) 外国株預託証券：第1号の規定は、外国株預託証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは、「1証券」と読み替えるものとする。

3 呼値は、株券については配当含みとする。

4 呼値は、上場株券等の当該売買に係る基準となる価格を公表する金融商品取引所における直近の売買価格、特別気配又は基準値から買い呼値の場合、上方向に10%、売り呼値の場合、下方向に10%を超える値段により行うことができない。なお、この場合において、呼値の単位に満たない端数が生じた場合には、買い呼値については切り下げ、売り呼値については切り上げる。

5 第1項第2号の定めにかかわらず、空売りの価格規制未適用期間においては、取引府令第15条第3項に規定する取引でない空売りを明示した呼値は、トリガー値段以下の値段により行うことができない。

(売買単位)

第16条 売買単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券：内国株券は、上場会社が単元株式数を定めているときは、当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。但し、当該株券の売買に係る基準となる価格を公表する金融商品取引所が特に指定した銘柄については、当該取引所が定めるところによるものとし、同一の上場会社が発行する複数の種類の内国株券が上場する場合には、それらの売買単位は同一とする。また、上場会社が単元株式数の変更等を伴う

併合等（株式の併合、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式が割り当てられるものに限る。）又は株式の分割をいう。以下同じ。）を行う場合には、当該併合等の効力発生の日の 2 日前の日から当該併合等の効力発生の日の前日までの期間について、当該併合等の効力発生後の単元株式数とする。外国株券は、原則として以下の通りとし、当該株券の売買に係る基準となる価格を公表する金融商品取引所が当該株券の発行者の本国における会社制度等から、当該単位によることが妥当でないと認めた場合は、当該取引所がその都度定める単位によるものとする。

- イ 500 円未満の場合：1,000 株単位
 - ロ 500 円以上 1,000 円未満の場合：500 株単位
 - ハ 1,000 円以上 5,000 円未満の場合：100 株単位
 - ニ 5,000 円以上 1 万円未満の場合：50 株単位
 - ホ 1 万円以上 5 万円未満の場合：10 株単位
 - ヘ 5 万円以上の場合：1 株単位
- (2) 優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国証券信託発行受益証券は、1 口とする。但し、当該銘柄の売買に係る基準となる価格を公表する金融商品取引所が特に指定した銘柄については、当該取引所がその都度定める口数とする。
- (3) 外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券：第 1 号のうち、外国株券に係る規定は、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券について準用する。この場合において、「1,000 株」とあるのは「1,000 口」と、「500 株」とあるのは「500 口」と、「100 株」とあるのは「100 口」と、「50 株」とあるのは「50 口」と、「10 株」とあるのは「10 口」と、「1 株」とあるのは「1 口」と、それぞれ読み替えるものとする。
- (4) 外国株預託証券：第 1 号のうち、外国株券に係る規定は、外国株預託証券について準用する。この場合において、「1,000 株」とあるのは「1,000 証券」と、「500 株」とあるのは「500 証券」と、「100 株」とあるのは「100 証券」と、「50 株」とあるのは「50 証券」と、「10 株」とあるのは「10 証券」と、「1 株」とあるのは「1 証券」と、それぞれ読み替えるものとする。
- (5) 主たる市場での売買単位が 10 株未満、かつ、基準価格が 7,060 円未満になる銘柄（制限値幅の下限が拡大されている場合は基準価格が 7,060 円以上であっても制限値幅の下限値が 5,000 円未満となるものを含む）について、価格決定方式が取引参加者の提示した指値が、取引の相手方となる他の取引参加者の提示した指値と一致する場合に、当該取引参加者の提示した指値を用いる方法で売買を成立させる PTS 市場においてはその売買単位を 10 株とする。

（売買の原則）

第 17 条 売買の注文は、下記の順位に従って処理する。

- (1) 低い値段の売呼値は、高い値段の売呼値に優先し、高い値段の買呼値は、低い値段の買呼値に優先する。
- (2) 呼値が板に登録された時間の先後により、先に登録された呼値は、後に登録された呼値に優先する。

(発注についての取引参加者の責任)

第 18 条 取引参加者は、当社 PTS において取引を行う際には、発注形態及び自己・委託の別を問わず、その注文内容を再確認し、当該取引に関して責任を持つものとする。

(注文の有効期限)

第 19 条 取引参加者の注文の有効期限は、当社 PTS が当該注文を受信した当日を最大限度とする。

(注文取消しの例外措置)

第 20 条 取引参加者のシステム障害等により、取引参加者端末から注文の取消し又は変更ができない場合、当社は電話による当該注文の取消しを受け付けることがある。当該申込みを受ける場合、あらかじめ取引参加者から当社に届出のある取引担当者からの電話に限るものとし、原則として当該取引参加者に係る未約定の注文の全量取消しのみを受け付け、部分取消し及び変更は受け付けない。

(売買の連絡)

第 21 条 売買が成立したときは、直ちにその内容を売方取引参加者及び買方取引参加者に連絡する。

(売買の報告及び記録)

第 22 条 売買が成立したときは、直ちに日本証券業協会にその内容を報告する。売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする場合も同様とする。

受託した呼値の記録を 3 年間保存する。

(取引情報の機密保持)

第 23 条 当社 PTS 運營業務における売買取引業務に従事する者は、その他の業務に関する情報を利用して当社 PTS 運營業務における売買取引業務を遂行してはならず、その他の業務に従事する者は、当社 PTS 運營業務における売買取引業務に関する情報を利用してその他の業務を遂行してはならない。当社 PTS 運營業務における売買取引業務又はその他の業務に従事する者は、取引参加者の取引に関する情報を外部に漏洩してはならない。

(高速取引行為を行う者についての届出事項)

第 23 条の 2 当社は、取引参加者の顧客が当社 PTS において高速取引行為を行う場合、当該取引参加者に以下の届出を求めるものとする。

- (1) 当該高速取引行為を行う顧客の商号、名称又は氏名
- (2) 当該高速取引行為を行う顧客の登録番号（金融商品取引法第 66 条の 52 第 1 項第 2 号に規定する高速取引行為者登録簿上の登録番号をいう。）
- (3) 当該高速取引行為を行う顧客が高速取引行為に利用する当社セッションのセッション ID。

2 当社は、取引参加者が当社 PTS において自ら高速取引行為を行う場合、当該取引参加者にその旨及び高速取引行為に利用する当社セッションのセッション ID の届出を求めるものとする。

3 取引参加者は、前各項に従い届け出た情報に変更が生じた場合、当社に対して当社所定の様

式によりその旨を届け出るものとする。

(報告書等の作成及び提出)

第 24 条 取引参加者は、取引参加者に係る取引の内容等について日本国の政府機関等、日本証券業協会又は当社が法令諸規則に基づき取引参加者に対して行う報告要請、資料徴求に関して、当該報告、資料提出に異議を申し立てない。この場合、取引参加者は、必要に応じ、法令諸規則等の定める合理的な範囲内において、報告書その他の書類の作成に協力するものとする。また、当社は、法令諸規則に基づく日本国の政府機関等、日本証券業協会に対する当社 PTS における取引内容に関する報告義務を遵守するとともに、法令諸規則に基づき当社に対して行われる報告要請、資料徴求については、当該要請等に従うものとする。

2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社において故意又は重過失がない限り、当社は免責されるものとする。

(取引情報の利用)

第 25 条 当社 PTS における売買に係る注文・約定情報については、当社はその利用について永続的な所有権を有する。但し、取引参加者の手口情報並びに付随する属性情報等については、機密情報として、取引約款に規定する守秘義務を負うものとする。

(配当落等の期日)

第 26 条 株券の売買につき、配当落又は権利落とする期日は、権利確定日の前日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の 2 日前の日）とする。また、株式（優先出資、受益権及び投資口を含む。）の併合後の株券を対象として売買を開始する期日は、当該併合の効力発生日の 2 日前の日とする。

(売買取引の停止又は制限)

第 27 条 次の各号に掲げる場合は、特定の銘柄或いは取引参加者について売買取引を停止又は制限することがある。

- (1) 取引有価証券について、日本証券業協会が、同協会規則に基づき取引所外売買の停止を行った場合、及び同協会規則に定めるとおり金融商品取引所がその上場株券について売買停止を行ったことを当社が知った場合
- (2) 売買価格の決定に不当な影響を与え、又は相場を仮装する等、作為的な相場形成を目的とするとみなされる場合
- (3) 特定の銘柄について、メディア媒体等により法第 166 条 2 項に定める「重要事実」に関する報道等がなされた場合で、当該報道等内容の真偽が不明確である場合又はその内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でないと当社が判断した場合
- (4) クリアリング機構の現物清算資格を有する取引参加者又は取引参加者が有価証券等清算取次ぎの委託を行っている場合については、当該有価証券等清算取次ぎの委託先の指定現物清算参加者が、クリアリング機構の業務方法書に基づき、清算資格の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合
- (5) その他大規模災害等、当社が必要と認めた場合

(売買の取消し)

第28条 当社は、過誤のある注文により売買が成立した場合において、その決済が極めて困難となるなど、当社PTSが混乱するおそれがあると認めるときは、当社が定めるところにより、当社が定める売買を取り消すことができる。

2 当社は、天災地変その他のやむを得ない理由により当社のシステム上の売買記録が消失した場合において、消失したすべての売買記録を復元することが困難であると認めるときは、当社がその都度定める売買を取り消すことができる。

3 前2項の規定により当社が売買を取り消した場合又は日本証券業協会により約定が認められない取引については、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。

(過誤訂正等のための売買)

第29条 取引参加者は、委託者の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って当社の市場において執行することができなかつたときは、当社が定めるところにより、あらかじめ当社が承認した場合に限り、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当社が適正と認める値段により、自己がその相手方となって当社PTSによる売買、復活のための売買(次条に規定する復活のための売買をいう。)によらずに執行することができる。

2 前項の売買の決済は、当該委託者の売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

(復活のための売買)

第30条 取引参加者は、委託者の注文に係る売買が第28条第1項の規定により取り消されたときは、当社が定めるところにより、あらかじめ当社の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当該取り消された売買における値段と同じ値段により、過誤のある注文を発注した取引参加者を相手方として過誤訂正等のための売買によらずに執行することができる。この場合において、当該過誤のある注文を発注した取引参加者は、当該売付け又は買付けの相手方としてこれに応じなければならない。

2 前項の売買の決済は、取り消された売買が取り消されなかつた場合における決済日に行うものとする。

(過誤のある注文の公表)

第31条 当社は、過誤のある注文が発注された場合において、当社が売買管理上必要と認めるときは、当該注文に係る以下の事項を公表することができる。

- (1) 銘柄
- (2) 発注した取引参加者の名称
- (3) 売付け・買付けの別
- (4) 値段
- (5) 数量
- (6) 発注時刻
- (7) 取消しの時刻(すべての数量について売買が成立した場合はその時刻)
- (8) 約定値段(発注後最初及び最後の約定に係る値段に限る。)
- (9) 売買成立の数量

2 当社が、前項の公表を行ったときは、当該注文を発注した取引参加者は、遅滞なく、前項に定める事項を公表しなければならない。

(売買に基づく債務の引受け)

第 32 条 当社は、当社 PTS において成立した売買について、金融商品債務引受業を行わせる金融商品取引清算機関として、クリアリング機構を指定する。

(売買の決済方法)

第 33 条 当社 PTS において成立した売買の決済は、クリアリング機構の業務方法書の定めるところによりクリアリング機構の現物清算参加者である取引参加者又は取引参加者が有価証券等清算取次ぎの委託先として指定する指定現物清算参加者とクリアリング機構との間で行うものとする。

(非清算参加者と清算参加者との間の決済)

第 34 条 有価証券等清算取次ぎを指定現物清算参加者に委託する取引参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買について、クリアリング機構が定める決済時限までの指定現物参加者が指定する日時までに、引き渡すべき有価証券又は支払うべき金銭を指定現物清算参加者に交付するものとする。

(決済のために授受する金銭及び有価証券)

第 35 条 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買の決済のために、指定現物清算参加者に有価証券清算取次ぎの委託をする取引参加者と当該指定現物清算参加者との間で授受する金銭の額及び有価証券の数量は、決済日を同一とする同一取引参加者の総売付代金と総買付代金の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量と買付数量の差引数量とする。

(受渡不履行の場合の処置)

第 36 条 取引参加者が、所定の時限までに売付有価証券又は買付代金等を提供しない場合は、クリアリング機構の業務方法書の定めるところにより処理される。

(空売りに係る借入れ有価証券の裏付けの確認等)

第 37 条 当社 PTS において空売りを行おうとする場合の借入れ有価証券の裏付けの確認については、金融商品取引法施行令（以下、「施行令」という。）第 26 条の 2 の 2 第 7 項の規定が適用される。

(空売りをを行う場合の明示及び確認)

第 38 条 当社 PTS において空売りを行おうとする場合の明示及び確認については、施行令第 26 条の 3 第 7 項の規定が適用される。

(空売りをを行う場合の価格)

第 39 条 当社 PTS において空売りを行おうとする場合の価格については、施行令第 26 条の 4 第 6 項の規定が適用される。当社 PTS におけるトリガー値段算定の基準となる価格（取引府令第 14 条第 5 項）は、施行令第 26 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する主たる市場における当該有価証券

の基準値段とする。

(手数料)

第 40 条 取引開始時に、取引参加者と取り決め、それに基づき手数料を授受する。
手数料は、別に定める「手数料表」による。

(免責事項)

第 41 条 当社は、以下に掲げる事項により取引参加者に生じた損害については、その責任を負わないものとする。なお、以下に掲げる事項が発生した場合であっても、それまでに約定成立した取引の有効性には、何ら影響がないものとする。

- (1) 当社の故意又は重過失によらない通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等若しくはこれらを通じた情報伝達システムの障害又は瑕疵、又は第三者によるこれらに対する妨害、侵入、情報改変等により、当社との取引における情報伝達の遅延又はその誤謬若しくは欠陥が生じた場合。取引参加者が、解約を希望する日の 30 日以上前に当社に対して所定の書式により解約の申出をし、当該解約日が到来したとき。
- (2) 当社への注文が、当社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー内容の瑕疵等により、発注されなかった場合、又は誤った発注となった場合。
- (3) 当社 PTS への接続に際し、取引参加者が使用した ID 番号又はパスワードがあらかじめ当社に登録されている当該取引参加者の ID 番号又はパスワードと一致していることを当社が確認して行った取引の成立、制限及び中断。
- (4) 当社との取引に際し、当社から提供された情報の内容につき、誤謬又は欠陥があった場合で、かつ、当該誤謬又は欠陥が、当社の故意又は重大な過失により発生したものではない場合。
- (5) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭及び有価証券の授受等が遅延し、又は不能となった場合。
- (6) 取引参加者による約款に反した取引。
- (7) 当社の故意又は重過失によらない当社と取引参加者との間の通信回線の第三者による傍受等。
- (8) 当社が本約款又は私設取引システム運營業務規程に基づき行った判断又は行為。
- (9) その他当社の故意又は重過失によらない事由により損害が取引参加者に生じた場合。

2 当社は、予見の可否を問わず、取引参加者の逸失利益、売買損失、間接的損害の賠償の責任を一切負わない。

3 当社は、直接、間接を問わず、取引参加者のあらゆる請求について、原則として当初の請求原因発生の日から起算して、1 年以内に当該取引参加者が当社に支払った手数料額をその請求上限額とする。

(記録の保存)

第 42 条 当社と取引参加者間の電話、電子メール、その他の通信記録については、当社 PTS 運営の公正性確保及び取引参加者との紛争防止の観点から、当該通信に係る取引の決済の結了、或いは、当該通信に係る懸案事項が解決した後、5 年間当該部署において保存するものとする。

(本規程の改正)

第 43 条 本規程の改正に際しては、やむを得ない場合を除き、取引参加者への適当な事前周知期間を経た後に、改正を行うものとする。

付 則

本規程は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。
本改正は、平成 22 年 10 月 15 日から施行する。
本改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
本改正は、平成 25 年 11 月 5 日から施行する。
本改正は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。
本改正は、平成 27 年 11 月 30 日から施行する。
本改正は、平成 29 年 12 月 4 日から施行する。
本改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
本改正は、2019 年 7 月 16 日から施行する。
本改正は、2019 年 8 月 23 日から施行する。
本改正は、2020 年 1 月 20 日から施行する。
本改正は、2020 年 9 月 7 日から施行する。
本改正は、2021 年 9 月 6 日から施行する。

別紙

呼値の刻み

値段の水準	Chi-X PTS (愛称：Chi-Alpha)	Chi-Select	
		TOPIX100 構成銘柄	その他の銘柄
1,000 円以下	0.1 円	0.1 円	0.1 円
3,000 円以下		0.1 円	0.1 円
5,000 円以下		0.1 円	0.5 円
10,000 円以下	1 円	0.1 円	1 円
30,000 円以下		0.1 円	1 円
50,000 円以下		0.1 円	5 円
100,000 円以下		1 円	10 円
300,000 円以下	10 円	1 円	10 円
500,000 円以下		1 円	50 円
1,000,000 円以下		1 円	100 円
3,000,000 円以下		1 円	100 円
5,000,000 円以下		1 円	100 円
10,000,000 円以下		1 円	100 円
30,000,000 円以下		1 円	100 円
50,000,000 円以下		1 円	100 円
50,000,000 円以上		1 円	100 円